

タクシーチケット取り扱いサービス特約

第1条 サービスの内容

- 1.本サービスは、JCB企業間決済サービス特約にて定めるカードの利用の範囲をJCBタクシーチケット(以下「タクシーチケット」という。)の取り扱いに限定したサービスで、法人会員はカードレス会員となります。
- 2.本サービスは、会員規約(大型法人用)(以下「会員規約」という。)
「ショッピングの利用」の定めにかかわらず、チケット加盟店でのみ利用できるものとします。

第2条 タクシーチケット等の発注方法

- 1.会員は、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。)所定の方法により、会員番号その他必要事項を当社に申請しタクシーチケットを発注するものとします。(ただし、申請内容に錯誤、遺漏等があった場合、当社は会員に確認のうえ必要事項を補足することができるものとします。)
- 2.タクシーチケットの発行に際し、会員は当社所定のタクシーチケット発行手数料をタクシーチケットの利用代金と同様の方法により支払うものとします。

第3条 タクシーチケット利用に伴う利用代金および責任

- 1.会員はタクシーチケットを利用した場合、会員規約「約定支払日とお支払い方法」に定める方法により利用代金を支払うものとします。
- 2.会員は、タクシーチケットの料金合計記入欄が4桁表示の場合、タクシーチケット1枚をもって、1万円未満の乗車料金等の支払いを行うことができるものとし、乗車料金等がこれを超える場合には、1回の乗車(運転代行業者を利用した場合を含む。以下本条において同じ)につきタクシーチケットを3枚まで利用できるものとします。なお、乗車料金等を支払うためにタクシーチケットのみでは不足する場合、会員は、その不足分を現金等で支払うものとします。
 - (1)前文にかかわらず、会員は、タクシーチケット1枚につき1万円以上の乗車料金等を記入した場合、または1回の乗車につきタクシーチケットを3枚を超えて利用した場合においても、JCBタクシーチケット会員規定(<http://www.jcb.co.jp/card/voucher/taxi-ticket/pop/agreement.html>)に掲載する規定をいう。以下同じ。)第6条第1項の規定に基づき、当該タクシーチケットの利用代金全額を支払うものとします。
 - (2)会員は、タクシーチケットの料金合計記入欄が5桁表示の場合、タクシーチケット1枚をもって、3万円以下の乗車料金等の支払いを行うことができるものとし、1回の乗車につきタクシーチケットを1枚のみ利用できるものとします。なお、乗車料金等を支払うためにタクシーチケットのみでは不足する場合、会員は、その不足分を現金等で支払うものとします。
 - (3)前号にかかわらず、会員は、タクシーチケット1枚につき3万円を超える乗車料金等を記入した場合、JCBタクシーチケット会員規定(5桁用)(https://www.jcb.co.jp/card/voucher/taxi-ticket/pdf/agreement_houjin.pdf)に掲載する規定をいう。以下同じ。)第6条第1項の規定に基づき、当該タクシーチケットの利用代金全額を支払うものとします。
- 3.会員は、前二項の他、別途定めるJCBタクシーチケット会員規定およびJCBタクシーチケット会員規定(5桁用)に基づき、タクシーチケットを利用するものとします。

第4条 本特約の優越

本特約の内容と会員規約の内容およびJCBタクシーチケット会員規定、JCBタクシーチケット会員規定(5桁用)の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約で使用する用語の定義は、特に定めのない限り会員規約、JCBタクシーチケット会員規定およびJCBタクシーチケット会員規定(5桁用)に準じるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK590500・20180215)